

平成 19 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 日 本 オ ラ ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 新 宅 正 明
最高 経 営 責 任 者
(コード番号 4 7 1 6 東証第一部)
問 合 せ 先 専 務 執 行 役 員 野 坂 茂
最高 財 務 責 任 者
(TEL. 0 3 - 5 2 1 3 - 6 6 6 6)

従業員に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成19年8月29日開催の定時株主総会で決議した、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成19年10月12日開催の取締役会において、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 特に有利な条件で、ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプションとしての新株予約権を発行する。

II. 新株予約権発行要項

1. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、
新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

下記3. に定める割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記6. (2)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

下記3. に定める割当日後、当社が合併または会社分割等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとし、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2. 新株予約権の総数

2,894 個。

ただし、新株予約権の申込の総数が上記の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権を割り当てる日

平成 19 年 10 月 15 日(以下、「割当日」という。)

4. 新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月(平成 19 年 9 月)の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1 円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。ただし、下記 6. に該当する場合、当社は払込価額を調整する。

6. 払込価額の調整

- (1) 割当日後、当社の普通株式につき株式分割または株式併合が行なわれる場合、払込価額は、次に定める算式(以下、「払込価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 調整後払込価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後払込価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第 181 条第 1 項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後払込価額は、当該株主総会の承認の直後に、当該株主割当日の直後に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した新株予約権者(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)に対しては、当該新株予約権の行使により払い込まれた行使価額の全額を調整後行使価額で除して算出される株式数から、すでに当該新株予約権の行使に基づき発行または移転された株式数を減じた数の株式を追加して交付する。この場合に 1 株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前払込価額} - \text{調整後払込価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後払込価額}}$$

- (3) 割当日後、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く。)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込価額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (4) 割当日後、当社が合併または会社分割等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整することができるものとする。
- (5) 払込価額の調整を行うときは、当社は調整後払込価額適用日の前日までに、必要な事項を割当者に通知する。ただし、当該調整後払込価額適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成 21 年 10 月 15 日から平成 29 年 8 月 29 日まで(以下、「権利行使期間」という。)

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - ① 平成 21 年 10 月 15 日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成 23 年 10 月 15 日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。
- (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」(以下、「割当契約」という。)に定めるところによる。

9. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記(1)の資本金等増加限度額から前記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 新株予約権の行使請求および払込の方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印または署名のうえ、これを下記 13. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額に行使する新株予約権の個数を乗じた金額の全額(以下、「払込金」という。)を、現金にて下記 14. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下、「指定口座」という。)に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

13. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事本部(またはその時々における当該業務担当部署)

14. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行本店営業部

株式会社三菱東京 UFJ 銀行赤坂見附支店

(またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

15. 組織再編における新株予約権の交付に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始の日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の終了満了の日までとする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使条件
上記8. に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権の取得事由
上記9. に準じて決定する。

16. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

17. 本要項の規定の変更その他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の変更その他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、当社が適切と考える方法により、本要項の変更その他の措置をとることができるものとする。

18. 割当先の概要

当社従業員 1,055 名

19. その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

(ご参考)

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成 19 年 7 月 30 日

(2) 定時株主総会の決議日

平成 19 年 8 月 29 日

以 上